

国際会計基準における 新型コロナウイルス対応の問題点

Problems of Responses in IFRSs for Impact of COVID-19

山口 幸三

Kozo Yamaguchi

要旨

本稿は、2020年に発生したCOVID-19パンデミックの影響による企業の経済活動の停滞を受けて、国際会計基準審議会(IASB)が公表している国際財務報告基準(IFRS)におけるその対応について取り上げる。その対応はIFRS第16号「リース」の一部修正の形式で行われた。しかし、その他にも金利指標改革への対応の一環としてIFRS第9号「金融商品」、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」、IFRS第7号「金融商品：開示」、IFRS第4号「保険契約」及びIFRS第16号「リース」の修正が行われている。金利指標改革はCOVID-19パンデミックの発生以前から行われていたプロジェクトであったが、COVID-19パンデミックへの対応と時期が重なったため、いわば同時進行の形で、関連するIFRS基準間の調整と修正が行われたのである。IFRS基準の規定するリース負債の測定には、将来キャッシュ・フローと割引率による現在価値計算が必要であるが、COVID-19パンデミックの発生によってリース料の減免が広範囲に行われ、また金利指標改革の結果新たな金利指標が採用されることになり、割引率の計算にも不確実な要素が持ち込まれることになった。IASBは、リース料の減免をリース条件の変更とせず、あたかもリース条件の変更がなかったかのように考えて処理をするという実務上の便法を認めた。この修正によって「忠実な表現」という会計情報の重要な特性が失われ、財務諸表の信頼性に大きな疑問が呈されることになった。

[キーワード：COVID-19、IFRS、リース会計基準、金利指標改革]

1. はじめに

2019年12月に中国武漢市において人への感染が確認された新型コロナウイルスが、2020年には世界各地で感染拡大した。世界保健機構(WHO)は2月11日、新型コロナウイルスによる感染症の正式名称を「COVID-19」に決定したと発表し、その1ヶ月後の3月11日にはCOVID-19パンデミックを宣言するに至った。

世界的に感染が拡大するなかで、感染予防のため人々の日常生活が制限され、その結果、企業活動を中心として経済活動の停滞を招いている。企業の経済活動を忠実に表現することが企業会計の重要な役割のひとつであると考え、新型コロナウイルスのパンデミックに

よる企業活動の停滞およびその結果の業績不振の影響が企業会計および財務報告においてどのように処理されるかは、目下の緊急課題と言えよう。

未曾有の事象であるため、会計基準設定主体も前例のない事象に対して対応を迫られている。国際会計基準を設定する国際会計基準審議会 (IASB) もその例外ではない。本稿では、2020年中に IASB が発表した COVID-19 への対応について取り上げ、その問題点を明らかにする。なお、本稿においては、新型コロナウイルス感染症の呼称を COVID-19 に統一する。

2. COVID-19 パンデミックと IFRS 財団の対応作業

2020年3月、IASBの上位団体であるIFRS財団はCOVID-19パンデミックによる世界的な混乱が財務報告をめぐる利害関係者にとって困難をもたらすことを懸念し、利害関係者を支援するために、IFRS基準設定のプロジェクトを当初の計画通りに完了させることと、IFRS基準適用の際に利害関係者を支援するための対応を行うことを公表した。

まず、IFRS基準設定のプロジェクトを当初の計画通りに完了させることにして、IBOR改革プロジェクトおよびIFRS第17号「保険契約」プロジェクトを完了させたのである。その内容を簡潔にまとめたものが以下に示した表である。

IFRS 基準設定のプロジェクト計画の完了について

2020年	プロジェクト計画
3月27日	当初2020年の3月および4月に計画されていたIFRS基準の小幅修正のいくつかを公表することを2020年5月まで延期することを決定
4月17日	いくつかの進行中の協議のコメント期限を延長すること、およびその他の計画された協議文書の公表を遅延させることを決定
5月15日	「負債の流動および非流動分類 (IAS第1号「財務諸表の表示」の修正) の発効日を1年繰延べる修正を発表
10月	「共同支配下の企業結合」の協議予定について、コメント期間を通常よりも長くすることを決定。 「経営者の注釈」についての協議予定について検討し、2021年4月に公開草案を公表する予定。

COVID-19 パンデミック時の IFRS 基準適用の支援について

2020年	COVID-19 への対応
3月27日	IFRS第9号「金融商品」の適用についての教材を公表
4月10日	IFRS第16号「リース」の適用についての教材を公表
4月17日	公開草案「COVID-19に関連した賃料減免」(IFRS第16号の修正案)を公表
5月4日	IAS第1号「財務諸表の表示」を修正する「負債の流動又は非流動への分類」の発効日を1年延期することを提案

	IAS 第1号の修正は2020年1月に公表され、2022年1月1日以後開始する事業年度への適用が予定されていた。しかし、COVID-19パンデミックに対応して、IASBは、発効日を1年延期して2023年1月1日以後開始する事業年度とすることによって、この修正から生じる分類の変更を導入するためのより多くの時間を企業に与えることを提案した。
5月28日	IFRS第16号「リース」の修正を公表。リースについての有用な情報をなおも提供しつつ、COVID-19に関連した賃料の減免についてリースの借手が会計処理するのを容易にすることを意図。
10月28日	審議会理事と技術スタッフによる論考を発表。9月に行われた会議における参加者からのコメントに基づき、COVID-19に関連して、作成者、監査人、投資家および規制者が考慮すべき財務報告問題についての概観を示したものの。

3. IAS 第1号「財務諸表の表示」の修正

5月4日IASBは、IAS第1号「財務諸表の表示」を修正する「負債の流動又は非流動への分類」の発効日を1年延期することを提案した。このIAS第1号の修正は、COVID-19の影響が顕在化する以前の2020年1月に公表され、2022年1月1日以後開始する事業年度からの適用が予定されていたものである。しかし、COVID-19パンデミックに対応して、IASBは、発効日を1年延期して2023年1月1日以後開始する事業年度とすることによって、この修正から生じる分類の変更を導入するための時間的余裕をより多く企業に与えることを提案している。1)

この修正は、債務およびその他の負債について流動負債または非流動負債の分類をどのように行うのかを明確にするものである。この修正によって、財政状態計算書において、決済日が不確定な債務およびその他の負債を流動負債（1年以内に決済期限が到来するかまたはその可能性があるもの）または非流動負債のいずれに分類すべきかを明確に決定する事ができるようになる。このことによって、IAS第1号の要求事項を適用するにあたりさらに首尾一貫性が確保される。この他、この修正は、企業が資本へ転換することによって決済する可能性のある債務について分類する場合の要求事項をさらに明確にしている。

この修正は、既存の要求事項を変更するのではなく明確化するものであるため、企業の財務諸表に大きく影響を与えることはないと予想されている。しかし、企業によっては一部の負債の分類を流動から非流動に変更することやその逆の変更をおこなう可能性があり、企業の融資特約条項に影響を与える可能性があるとされている。

4. IFRS 第16号「リース」の修正

5月28日、IASBはIFRS第16号「リース」の修正を公表した。2)これは、リースについての有用な情報提供を維持しつつ、COVID-19に関連した賃料の減免についてリースの借手が会

計処理するのを容易にするためのものであるとされている。また、それに先立つ4月10日、IASBはIFRS第16号「リース」の適用についての教材(Educational Materials)を公表している。3)

(1) IFRS 第16号「リース」修正の理由

IASBがIFRS第16号「リース」を修正する理由は、その修正案として4月17日公表された公開草案「Covid-19に関連した賃料減免 covid-19-related-rent-concessions」に述べられている。その公開草案によると、COVID-19パンデミックの結果として、世界中の貸手の多くがすでに、借手に賃料減免を与えているかまたは今後与える見込みであるという情報がIASBに寄せられたことがそのきっかけであったという。

このような賃料減免(rent-concessions)は、特に小口の不動産の賃料について行われることが一般的であり、政策上国または地方自治体によって推奨あるいは要求されている場合が多いという。この賃料減免とは、一定の期間、賃料を免除することまたは賃料を減額することであり、場合によっては、減免を受けたことにより将来の賃料が増額されることもある。

なぜIASBが、不動産についての賃料減免をIFRS第16号修正の契機としたのかは、英国における不動産取引が特殊な性格を有していることが影響していると思われる。国土交通省の調査によると、「イギリスには、土地を所有するための権利として、フリーホールド(freehold)と呼ばれる自由土地保有権とリースホールド(leasehold)と呼ばれる不動産賃借権とがある。フリーホールド(Freehold)は、不動産の所有形態の一つで、土地や建物を所有する権利が永久的にオーナーに所属することをいう。日本でいうところの「所有権」の概念に近い。規制が少なく、改装にある程度の自由度がある。リースホールド(Leasehold)とは、土地や建物のフリーホールド権を個人や法人が所有しており、その物件を99年などと一定期間を決めてリース販売すること。日本の「定期借地権」の考え方に似ている。内装は自由に変えられるが、外観などに規制があることもある。

土地の最終的な所有権は政府にある。イギリスでは土地や建物は王侯貴族が所有し、民間部門は「定期賃貸権」(リースホールド)を得て土地や建物を利用している。建物を別個の不動産とは考えない。したがって、建物の登記はされない。」4)

英国の不動産のリースの期間、延長・解除の是非については、以下のようである。

「不動産賃貸契約は通常、6ヶ月から1年である。両者が合意すれば契約の延長も可能である。もちろん貸主が契約延長を拒否することもできる。借主が途中で契約を無条件に解除することはできない。」5)

IFRSおよびその基準設定主体であるIASBは「国際会計基準」を標榜しながらも、その内実は足下の環境である、英国内の不動産取引事情に大きく影響されていることが見て取れる。

IIFRS第16号は、リース料の変更(賃料減免を含む)についての会計処理に対する要求事項を定めている。しかし、IASBは、COVID-19に関連した賃料減免が今後広範囲に行われる可能性があることに配慮し、特に利害関係者がCOVID-19パンデミックの間に直面する多くの課題を考慮すると、IIFRS第16号の要求事項を適用することは実務的に困難である可能性

があるとの情報を受けたという。

特に、リースの借手にとっては、COVID-19 に関連した賃料減免がリースの条件変更であるかどうかを評価するにあたり、また、リースの条件変更に該当するものについて必要な会計処理を行うにあたり、困難な問題が潜んでいることになる。

さらに、多くの借手が、公開草案公表の時点で、IFRS 第 16 号を初めて適用して年次財務諸表を作成しているところであった。したがって、COVID-19 パンデミックの結果として生じる諸問題が、IFRS 第 16 号に基づく新しいリース会計モデルを借手が導入する作業をより困難なものとしている。この公開草案が公表された目的は、リースに関する有用な情報を財務諸表利用者に引き続き提供することを可能にしながら、COVID-19 パンデミックの間は借手のリース会計実務の導入作業を救済することである。

この公開草案が提案しているのは、借手に対し、実務上の便法として、特定の COVID-19 に関連した賃料減免がリースの条件変更であるのかどうかの評価を行わないことを認めることである。したがって、この実務上の便法を適用する借手は、COVID-19 に関連した賃料減免をリースの条件変更ではないかのように会計処理することになる。また、この公開草案は貸手についての変更は提案していない。6)

修正案が公表された時点で有効な IFRS 第 16 号の関連する規定は以下の通りである。これらの規定について、5 月 28 日に公表された「Covid-19-Related Rent Concessions Amendment to IFRS 16」において、以下の (2) 節で示すように修正が行われた。7)

「リースの条件変更(lease modification)

- 44 借手は下記の場合には、リースの条件変更を独立したリースとして会計処理しなければならない。
- (a) その条件変更が、1 つ又は複数の原資産を使用する権利を追加することによって、リースの範囲を増大させており、かつ、
 - (b) 当該リースの対価が、範囲の増大分に対する独立価格及びその特定の契約の状況を反映するための当該独立価格の適切な修正に見合った金額だけ増加している。
- 45 リースの条件変更のうち独立したリースとして会計処理されないものについては、リースの条件変更の発効日において、借手は次のことを行わなければならない。
- (a) 条件変更後の契約における対価を第 13 項から第 16 項を適用して配分する。
 - (b) 条件変更後のリースのリース期間を第 18 項から第 19 項を適用して決定する。
 - (c) 改訂後のリース料を改訂後の割引率で割り引くことによって、リース負債を再測定する。改訂後の割引率は、リース期間の残り期間についてのリースの計算利子率 (当該利子率が容易に算定できる場合) 又は条件変更の発効日現在の借手の追加借入利子率 (リースの計算利子率が容易に算定できない場合) として決定される。
- 46 リースの条件変更のうち独立したリースとして会計処理されないものについては、借手は次のことを行うことによってリース負債の再測定を会計処理しなければならない。
- (a) リースの条件変更のうちリースの範囲を減少させるものについては、使用权資産の

帳簿価額をリースの部分的又は全面的な解約を反映するように減額する。借手は、リースの部分的又は全面的な解約に係る利得又は損失を純損益に認識しなければならない。

(b)他のすべてのリースの条件変更については、使用権資産に対して対応する修正を行う。」

(2) IFRS 第16号「リース」の修正内容

5月28日に公表された「Covid-19-Related Rent Concessions Amendment to IFRS 16」において、第46A項、第46B項、第60A項、C1A項、C20A項およびC20B項を追加し、さらに新たな見出しをC20A項の前に追加することによって、IFRS第16号の修正が行われている。追加された修正項目の内容は以下の通りである。

まず、リースの条件変更(lease modification)について規定する部分であるが、この部分は事後測定に関する条項である。修正前の条項では、リース料の変更などのリースの条件変更が生じた場合には、リース負債およびリース資産の再測定をしなければならない旨の規定がされていた。修正前のIFRS第16号では、その第44項で、「借手は下記の場合には、リースの条件変更を独立したリースとして会計処理しなければならない。」と規定し、その条件として「(a)その条件変更が、1つまたは複数の原資産を使用する権利を追加することによって、リースの範囲を増大させており、かつ、(b)当該リースの対価が、範囲の増大分に対する独立価格及びその特定の契約の状況を反映するための当該独立価格の適切な修正に見合った金額だけ増加している」場合であるとしている。しかし、続く第46項において、リースの条件変更のうち独立したリースとして会計処理されないものについては、借手は次のことを行うことによってリース負債の再測定を会計処理しなければならないとしている。

「(a)リースの条件変更のうちリースの範囲を減少させるものについては、使用権資産の帳簿価額をリースの部分的又は全面的な解約を反映するように減額する。借手は、リースの部分的又は全面的な解約に係る利得又は損失を純損益に認識しなければならない。
(b)他のすべてのリースの条件変更については、使用権資産に対して対応する修正を行う。」

この第46項に以下の第46A項および第46B項が追加されている。

「46A 実務上の便法として、借手は、第46B項の条件を満たす賃料減免がリースの条件変更であるかどうかの評価を行わないことを選択できる。この選択を行う借手は、その賃料減免から生じるリース料の変更を、当該変更がリースの条件変更ではないとした場合に本基準を適用して当該変更を会計処理するのと同じ方法で会計処理しなければならない。」

おり、リース負債の再測定にあたり賃料減免を利得又は損失を純損益に認識しないことができるとされているのである。ただし、この修正はあくまでも便法であり、しかも無制限に認められているわけではなく、次の第 46B 項で規定されている 3 つ条件のすべてに該当する場合に限られている。

「46B 第 46A 項の実務上の便法が適用されるのは、COVID-19 パンデミックの直接の結果として生じる賃料減免に対してのみであり、かつ、下記の条件のすべてが満たされる場合にのみである。

- (a) リース料の変更により生じる当該リースの改訂後の対価が、当該変更の直前のリースの対価とほぼ同額であるか又はそれを下回ること
- (b) リース料の減額が、当初の期限が 2021 年 6 月 30 日以前に到来するリース料にのみ影響を与えること（例えば、賃料減免が 2021 年 6 月 30 日以前のリース料の減額と 2021 年 6 月 30 日よりも先のリース料の増額を生じさせる場合には、この条件を満たすことになる）
- (c) 当該リースの他の契約条件に実質的な変更がないこと」

条件(a)は、リース料の変更によるリースの対価が、変更直前の対価とほぼ同じであること。条件(b)は、対象となるリース料の減額が 2021 年 6 月 30 日以前が期限であること。条件(c)は他の契約条件が実質的に同じであることを、それぞれ規定していて、しかもこの 3 つの条件すべてが該当する賃料減免であることとされているのである。特に条件(b)では、COVID-19 の影響による賃料減免が 1 年間の時限的なものとされている。この点について IASB は、「IFRS 第 16 号に関する結論の根拠の修正」において、COVID-19 パンデミックの経済的影響は一定の期間にわたり続く可能性があると認めつつも、この実務上の便法を 1 年間の時限的なものとしている理由を示している。時限的なものとしなない場合には、借手がリース料の将来の変更の多くを COVID-19 パンデミックの結果であると主張する可能性があるからである。実務上の便法を当初の期限が 2021 年 6 月 30 日以前に到来するリース料だけを減額する賃料減免に限定することは、借手が実務上の便法を必要とされる期間を超えて適用とした場合、その比較可能性に関して財務諸表利用者から示される懸念に対応しながら、借手が免除を最も必要とすると見込まれる時期に免除を提供するためであると。8)

その他の修正項目は以下の通りである。

「開 示

...

60A 第 46A 項の実務上の便法を適用する借手は、次のことを開示しなければならない。

- (a) 第 46B 項の条件を満たすすべての賃料減免に実務上の便法を適用した旨、又は、そのような賃料減免のすべてに適用したわけではない場合には、実務上の便法を適用した契約の性質に関する情報（第 2 項参照）
- (b) 借手が第 46A 項の実務上の便法を適用した賃料減免から生じるリース料の変更を反

映するために、当報告期間の純損益に認識した金額」

付録の部分の修正は以下の通りである。

「付録 C

発効日及び経過措置

発効日

…

C1A 2020年5月公表の「COVID-19に関連した賃料減免」により、第46A項、第46B項、第60A項、C20A項及びC20B項が追加された。借手は当該修正を2020年6月1日以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められ、これには、2020年5月28日現在で発行が未だ承認されていない財務諸表が含まれる。」

「経過措置

…

Covid-19に関連した借手に対する賃料減免

C20A 借手は、「COVID-19に関連した賃料減免」(C1A項参照)を遡及適用し、修正の適用開始の累積的影響を、借手が修正を最初に適用する事業年度の期首現在の利益剰余金(又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目)の期首残高の修正として認識しなければならない。

C20B 借手が「COVID-19に関連した賃料減免」を最初に適用する報告期間において、借手はIAS第8号の第28項(f)で要求されている情報を開示することを要求されない。」

IFRS基準における測定は公正価値を基本としているが、その公正価値は将来キャッシュ・フローを一定の割引率によって現在価値に割り引くことによって計算される。COVID-19パンデミックの影響により、リース負債およびリース資産の測定のための計算要素のひとつである将来キャッシュ・フローであるリース料が減免される事例が多発している。IASBは会計実務における混乱を回避するための便法として、リース料の減免をリースの条件変更としないことを認めざるを得なくなった。このことによって、IFRS基準における「忠実な表現」という原則が一步後退したことは否めないであろう。

5. 金利指標改革

(1) 金利指標改革の経緯

金利指標改革(IBOR Reform)とは、2012年以降推進されてきた市場基準金利の信頼性の回復を目指した活動である。IBORとはInterbank Offered Rate(銀行間取引金利)の略称で、ロンドンのシティーで用いられていたLIBOR(London Interbank Offered Rate)がその代表的なものであった。LIBORは、ドルやユーロなど世界の代表的な通貨ごとに公表され、世界の

金利市場の基準となる金利指標として使用されていた。しかし、2010年にLIBORに関する疑惑が市場関係者の間で噂され始め、2012年には、英国のバークレイズという大銀行がLIBORを長年不正操作していた疑いがあるとして、英国の金融当局から2億9000万ポンドの罰金支払いを命じられる事態となった。LIBORという金利指標は、世界の大手銀行18行が自行の銀行間貸出金利として申告した数字の平均値として計算されていたが、バークレイズは実際の金利からかけ離れた数字を長年にわたり申告し続けていたのであった。その後、2017年7月には、英国の金融当局の長官が、銀行間取引市場における取引量が減少しているため、引き続きLIBORを使用することの是非に疑義を生じさせていること、そして、LIBORの金利を申告している銀行すべてに対し、2021年末までは自主的にLIBORを維持することに金融当局は同意するが、それ以降はLIBORへ金利申告を強制しない旨の発言をしている。この発言は2021年末以降のLIBOR廃止の可能性について言及したものと市場関係者には受け取られた。バークレイズによる不正の発覚以来、LIBORのような銀行間取引金利に代わる基準金利として、取引データに基づく信頼性の高い金利の採用が現実の問題となってきたのである。LIBORの廃止とそれに変わる金利指標への移行は、公正価値の測定にあたり、LIBORを参照することとしてきたIFRSにとっては、その基本的な測定基準である公正価値の妥当性を根底から揺さぶられる大問題となったのである。9)

(2) IFRSにおける金利指標改革への対応—フェーズ1

金利市場における金利指標改革の動きを受けて、IASBは2019年6月17日に、公開草案「金利指標改革」(Exposure Draft ED/2019/1 Interest Rate Benchmark Reform)を公表した。これは、金利指標改革の動きを受けて、IFRS第9号「金融商品」およびIAS第39号「金融商品：認識及び測定」におけるヘッジ会計についての特定の要求事項に対する修正案として公表されたものである。10)

IASBは、LIBORなどの金利指標が存続する可能性が不確実になったことを受けて、2018年に金利指標改革が財務報告に及ぼす影響について検討するプロジェクトに着手することを決定した。このプロジェクトでは、財務報告に影響を及ぼす可能性のある論点のグループが次のとおり2つあげられている。

- (a) 既存の金利指標を代替りの金利に置き換える前の期間において、財務報告に影響を与える論点（置換前の論点）
- (b) 既存の金利指標を代替りの金利に置き換える時に、財務報告に影響を与える可能性のある論点（置換時の論点）

このプロジェクトでは、これらの論点ごとに段階を分けて検討作業が進められ、置換前の論点を検討する段階をフェーズ1と呼んでおり、置換時の論点を検討する段階をフェーズ2と呼ぶようになった。

この公開草案では、置換前の論点だけを扱っており、提案内容もそれらの論点に限定されている。この公開草案では、IFRS第9号「金融商品」およびIAS第39号「金融商品：認識及び測定」における特定のヘッジ会計の要求事項に対する影響について検討されている。

上述のように、この金利指標改革に伴う IFRS 第9号および IAS 第39号の修正は、これらの基準に規定されたヘッジ会計についての特定の要求事項に対する修正案として公表されたものである。ヘッジ会計では将来予測に基づく分析を行うことが必要とされる。既存の金利指標に基づくヘッジ対象およびヘッジ手段の契約上のキャッシュ・フローは、金利指標改革の結果、金利指標が代わりの金利に置き換えられる際に、変動する可能性が高い。代わりの金利がどのようなもので、置換えがいつ行われるのかが決定されるまでは、ヘッジ対象およびヘッジ手段の将来キャッシュ・フローの時期および金額については不確実であることになる。IFRS 第9号および IAS 第39号が規定するヘッジ会計の要求事項は、そのような不確実性を会計処理するための明確な基礎を提供しているが、将来キャッシュ・フローの時期および金額に関するこれらの不確実性は、置換え前の期間において将来予測的なヘッジ会計の特定の要求事項を企業が履行する能力に影響を与える可能性がある。場合によっては、このような不確実性だけのために、それがなければヘッジ会計に適格となるヘッジ関係について企業がヘッジ会計を中止することを要求される可能性がある。また、IFRS 基準が、その不確実性がなければヘッジ会計に適格となる新たなヘッジ関係を企業が指定することを妨げる可能性もある。ヘッジ会計の中止は、利得又は損失を純損益に認識することを企業に要求することになる。

金利指標改革の経済的な影響が明らかになる前に、このような不確実性の存在だけを理由としてヘッジ会計を中止することは、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供しないことになる。したがって、財務諸表利用者にとって不利益ともなり、また企業にとっても財務諸表作成上の負担となることを回避するため、IASB はこの不確実性が存在する間の救済措置として、IFRS 第9号および IAS 第39号の規定するヘッジ会計についての特定の要求事項に例外的措置を提案することにしたのである。

この公開草案ではヘッジ会計についての特定の要求事項を修正しているが、ヘッジされるキャッシュ・フローとヘッジ手段から生じるキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が、実際には金利指標改革の結果として変更されたとしても、あたかも変更されないものと仮定して、企業がヘッジ会計についての要求事項を適用できるようにすることが提案されている。この修正は、この公開草案に定められている形で行われることの限定されており、金利指標改革から生じる他の部分について救済措置を提供することは意図されていない。また、ヘッジ関係が、他の理由でヘッジ会計の要求事項を満たさなくなった場合には、ヘッジ会計の中止が要求されることは従前通りであるとされている。

(3) IFRS における金利指標改革への対応－フェーズ2

IASB が8月27日に公表した金利指標改革への対応はフェーズ2と呼ばれ、いくつかのIFRS 基準の修正を行うものであった。それはIFRS 第9号「金融商品」、IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」、IFRS 第7号「金融商品：開示」、IFRS 第4号「保険契約」およびIFRS 第16号「リース」の修正である。この修正の目的は、金利指標改革が原因で契約上のキャッシュ・フローおよびヘッジ関係が変更された場合、企業がIFRS 基準を適用するにあたり支援

することと、企業の財務諸表利用者に有用な情報を提供するにあたり援助することの2つとされている。この修正はIASBが2019年に公表したフェーズ1の修正を補完するもので、金利指標改革の直接的な結果として要求される、金融商品およびヘッジ関係の変更に限定して適用される。この修正は、金利指標改革が企業の財務諸表におよぼす影響に焦点を当てたものである。そのような影響は、たとえば金融資産についての利子の計算に用いられる金利指標が新たな金利に置き換えられる場合に生じるものをいう。11)

このフェーズ2における修正はIFRS第9号「金融商品」、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」、IFRS第7号「金融商品：開示」、IFRS第4号「保険契約」およびIFRS第16号「リース」における要求事項の修正であるが、以下の項目に関連したものである。

- (1) 契約上のキャッシュ・フローの変更についての実務上の便法
- (2) ヘッジ会計の特定の要求事項についての救済処置
- (3) 開示要求

以下、それぞれの項目の内容をみていこう。

(1) 契約上のキャッシュ・フローの変更についての実務上の便法

金利の変更は、金融資産、金融負債およびリース負債の契約上のキャッシュ・フロー算定のため基準の変更をもたらすことがある。金融資産または金融負債についての契約上のキャッシュ・フロー算定基準の変更は以下のことを伴う。

- (a) 金利指標を置き換えるために金融資産または金融負債についての契約条件を変更すること。
- (b) 金融商品についての契約条件を修正せずに金利指標の計算方法を改変すること。
- (c) たとえばある金利指標がもはや入手できない場合に代替りの金利を指定しておくようなフォールバック条項の適用を促すこと。

IFRS第9号にこのような救済措置がない場合、企業は、契約上のキャッシュ・フロー算定基準の変更が金融商品の認識の中止をもたらす結果となるかどうかを評価することになるであろう。たとえ金融商品の認識の中止は行われなくても、その利得または損失が即時に損益に認識されることになるであろう。この利得または損失は、改訂された契約上のキャッシュ・フローを割り引くために当初の実効金利を用いて、金融商品の繰越額を再計算することによって算定される。しかし、IASBはこのような事態は必ずしも、財務諸表利用者に有用な情報を提供するものではないと考えている。

この修正はIFRS第9号に実務上の便法を認めるものである。その便法とは、たとえば代替りの指標金利への変更を反映するように実効金利を更新することによって、金利指標改革によって要求される契約上のキャッシュ・フローの変更についての会計処理が可能となるようにするものである。

フェーズ2の修正の目的のためには、契約上のキャッシュ・フロー算定基準の変更が金利指標改革によって要求されるのは、以下の2つの場合に限られることに留意しなければならない。

- (i) その変更が金利指標改革の直接的な帰結として必要な場合

- (ii) 契約上のキャッシュ・フロー算定の新基準がそれ以前の基準と経済的に同等のものである場合

企業が、金利指標改革を以上の契約上のキャッシュ・フローの変更を行った場合には、まず金利指標改革で要求される変更について実務上の便法を適用し、その後 IFRS 第9号における適用可能な要求事項を適用する。保険会社およびリースの借手がその金融商品およびリースのそれぞれに関連した類似の実務上の便法を適用することが可能であるために、IASB は IFRS 第4号「保険契約」および IFRS 第16号「リース」も修正している。12)

(2) ヘッジ会計の特定の要求事項についての救済処置

企業が IFRS 第9号および IAS 第39号におけるヘッジ会計の要求事項を適用する場合、ヘッジ関係において指定されている金融商品についての契約上のキャッシュ・フロー算定基準の変更はそのようなヘッジ関係の指定に影響を及ぼすであろう。IFRS 第9号および IAS 第39号における特定の要求事項についての救済処置がない場合、企業は、金利指標改革によって要求される変更だけを理由として、企業がヘッジ会計の中止を要求されることになるであろう。この修正は企業が、金利指標改革の結果として生じるヘッジ項目およびヘッジ商品が変更されるような状況において、企業がヘッジ会計を継続することを可能にし、かつ要求するのである。これには、金利指標改革から生じる不確実性だけを理由として、企業がヘッジ会計の中止を要求されることを防ぐ意味がある。

フェーズ2の修正によって、企業はそのヘッジ関係を以下の項目を反映するように修正することが要求されている。

- (a) ヘッジ・リスクとして代替りの金利指標を指定すること
- (b) ヘッジ項目（指定部分またはヘッジ商品を含む）の記述を変更すること
- (c) 企業がヘッジ効果を評価する方法についての記述を変更すること

企業は、ヘッジ項目やヘッジ商品に対して、金利指標改革によって要求される変更をさまざまな時点で行うことがあるので、ヘッジ関係の修正を複数回行う必要性が認められている。

ヘッジ関係の修正は、企業がヘッジ会計に適用するその他の相応しい基準すべてに合致することが要求されている。ヘッジ項目およびヘッジ商品もまた IFRS 第9号および IAS 第39号にしたがって測定される。

企業は、ヘッジ非効果の認識および測定にあたりヘッジ項目およびヘッジ商品の公正価値の変動を財務諸表に含めるのである。したがってヘッジ効果の測定は、金利指標改革によって要求される変更をヘッジ関係の継続として会計処理するという IASB の決定と首尾一貫したものとなり、金利指標改革の経済効果を反映したものとなるとされる。13)

(3) 開示要求

フェーズ2の修正公表前は、IFRS 第7号「金融商品：開示」が金利指標改革の結果生じる変更のいくつかを反映する情報を企業に開示することを要求していたが、その他の有

用な情報のいくつかを捕捉し損ねていた。IASB は、金利指標改革が企業に及ぼした効果を投資家がより理解できるように、財務諸表において追加の開示を行うことを企業に要求するために IFRS 第 7 号の修正をも行った。14)

(4) IFRS 第 16 号「リース」における金利指標改革への対応

金利指標改革への対応として IFRS 第 16 号「リース」では第 104 項から第 106 項および C1B 項、C20C 項から C20D 項が追加された。第 104 項には金利指標改革から生じる暫定的例外という副題が付されている。15)

「104 リースの借手は、金利指標改革の結果として将来のリース料算定基準の変更するリースの条件変更のすべてに対し、第 105 項から第 106 項を適用しなければならない (IFRS 第 9 号の第 5.4.6 項および第 5.4.8 項を参照)。これらの条項はそのようなリースの条件変更に限って適用される。この目的のため、「金利指標改革」という用語は、IFRS 第 9 号の第 6.8.2 項において記述された市場規模での金利指標改革を指している。

105 実務上の便法として、リースの借手は金利指標改革によって要求されるリース契約の変更について会計処理するために第 42 項を適用しなければならない。この実務上の便法はこのようなリースの条件変更に限って適用される。この目的のためには、リースの条件変更が金利指標改革によって要求されるのは、以下の条件の両方に合致する場合に限る。

- (a) そのリースの条件変更が金利指標改革の直接的な帰結として必要とされる場合
- (b) リース料の新しい算定基準が以前の基準 (リースの条件変更の直前の基準) と経済的に同等である場合

106 しかしながら、金利指標改革によって要求されるリースの条件変更の他にさらにリースの条件変更が行われる場合、リースの借手は、金利指標改革によって要求されるものを含めて、同時に行われるリースの条件変更について会計処理するために、この基準における適用可能な要求事項を適用しなければならない。」

フェーズ 2 における IFRS 第 16 号の修正では、金利指標改革によって要求される金利の変更がリースの条件変更として規定されていることが注目される。なぜなら、前述のように、COVID-19 の影響によるリース料の変更はリースの条件変更としては扱わず、あたかもリース条件の変更がなかったこのように処理することが規定されていたからである。

C1B 項は、フェーズ 2 における IFRS 第 16 号の修正が 2021 年 1 月 1 日以降開始の事業年度から適用され、早期適用も認められることを規定している。

C20C 項には「金利指標改革—フェーズ 2」という副題が付されていることから、金利指標

改革によって要求される金利の変更に関わる規定であることがわかる。C20C項では、企業は、IAS第8号「会計方針・見積りの変更・誤謬」にしたがって、これらの修正を過去に遡って適用しなければならないと規定されているが、続くC20D項で規定されているように、企業は、これらの修正の適用を反映させるために、過去の期間を再評価することは要求されていない。

6. おわりに

IFRS基準におけるCOVID-19パンデミックへの対応はIFRS第16号「リース」の一部修正の形式で行われた。しかし、その他にも金利指標改革への対応の一環としてIFRS第9号「金融商品」、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」、IFRS第7号「金融商品：開示」、IFRS第4号「保険契約」及びIFRS第16号「リース」の修正が行われている。金利指標改革はCOVID-19パンデミックの発生以前から行われていたプロジェクトであったが、COVID-19パンデミックへの対応と時期が重なったため、いわば同時進行の形で、関連するIFRS基準間の調整と修正が行われたのである。IFRS基準の規定するリース負債の測定には、将来キャッシュ・フローと割引率による現在価値計算が必要であるが、COVID-19パンデミックの発生によってリース料の減免が広範囲に行われ、また金利指標改革の結果新たな金利指標が採用されることになり、割引率の計算にも不確実な要素が持ち込まれることになった。リース負債の2つの計算要素が同時に不確実なものとなり、リース負債の測定値も不確実なものとなり、財務諸表の信頼性に疑問が示されることとなった。そのための修正は、借手に対し、実務上の便法として、特定のCOVID-19に関連した賃料減免がリースの条件変更であるのかどうかの評価を行わないことを認めることである。したがって、この実務上の便法を適用する借手は、COVID-19に関連した賃料減免をリースの条件変更ではないかのように会計処理することになった。

金利指標改革フェーズ1ではヘッジ会計についての特定の要求事項を修正しているが、ヘッジされるキャッシュ・フローとヘッジ手段から生じるキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が、実際には金利指標改革の結果として変更されたとしても、あたかも変更されないものと仮定して、企業がヘッジ会計についての要求事項を適用することができるようにすることが提案されている。

金利指標改革フェーズ2におけるIFRS第16号の修正では、金利指標改革によって要求される金利の変更がリースの条件変更として規定されていることが注目される。なぜなら、前述のように、COVID-19の影響によるリース料の減免はリースの条件変更としては扱わず、あたかもリース条件の変更がなかったこのように処理することが規定されていたからである。

このようなIFRSにおける対応を見てくると、2008年における金融危機の際の対応を想起させる。IASBには、リーマン・ショックに端を発した世界的な金融危機の際に、売買目的保有区分から満期保有目的区分へと債券等の金融商品の保有目的区分を変更する会計基準の修正を行い、会計基準の時価評価を緩和する措置をとった前歴がある。16)

「・・・IASBは、北京で開催された評議会の承認を経た後、2008年10月13日にデュー・プ

プロセスを経ることなく、IAS 第 39 号と IFRS 第 7 号を改正する「金融資産の保有目的区分の変更」が公表され、かつ、7 月 1 日に遡及して適用することを認めた。この結果、7 月 1 日の時価での保有目的区分の変更が可能になり、これが会計基準の時価評価の緩和等の報道となって新聞紙上を賑わした。また、実際に欧州ではこの再区分を採用する金融機関が現れた。」

IFRS の概念フレームワークでは、会計情報の重要な特性として「忠実な表現」¹⁷⁾が掲げられているが、COVID-19 の影響によるリース料の減免についての扱いが、一時的な実務上の便法とされてはいるが、はたして忠実な表現を目指したものと言えるのか、大いに疑問が残るところである。COVID-19 の影響によりリース料の減免が広範囲に行われたことへの対応として、あたかもリース条件の変更がなかったこのように処理するという実務上の便法を認めることを IFRS 第 16 号「リース」の修正としたことによって、会計情報の重要な特性として「忠実な表現」を欠くことになり、その結果として財務諸表への信頼性を失うという愚を犯したように思えてならない。

[注]

- 1) 12 May 2020 Exposure Draft ED/2020/3 Classification of Liabilities as Current or Non-current—Deferral of Effective Date
12 May 2020 公開草案 ED/2020/3 「負債の流動又は非流動への分類—発効日の延期」
(IAS 第 1 号の修正案)
- 2) 24 April 2020 Exposure Draft ED/2020/2 Covid-19-Related Rent Concessions
Proposed amendment to IFRS 16
28 April 2020 公開草案 ED/2020/2 「Covid-19 に関連した賃料減免」
(IFRS 第 16 号の修正案) 企業会計基準委員会訳
- 3) 10 April 2020 ifrs-16-rent-concession-educational-material
- 4) 国土交通省 土地・建設産業局 国際課 「不動産に関する法制度」
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/kokusai/kensetsu_database/unitedkingdom/page5.html
- 5) 国土交通省 同上
なお、英国の不動産取引制度については、以下の法務省の資料に詳細が示されている。
法務省 イギリス 第 1 章 区分所有法制の概要
<http://www.moj.go.jp/content/000083984.pdf>
- 6) 24 April 2020 Exposure Draft ED/2020/2 Covid-19-Related Rent Concessions
Proposed amendment to IFRS 16 P. 4
28 April 2020 公開草案 ED/2020/2 「Covid-19 に関連した賃料減免」
(IFRS 第 16 号の修正案) 企業会計基準委員会訳 P. 6
- 7) 28 May 2020 Covid-19-Related Rent Concessions—Amendment to IFRS 16, P. 4-5
「Covid-19 に関連した賃料減免」(IFRS 第 16 号の修正) 企業会計基準委員会訳 P. 6-7

- 8) 28 May 2020 Covid-19-Related Rent Concessions-Amendment to IFRS 16, P. 4-5
「Covid-19に関連した賃料減免」(IFRS第16号の修正) 企業会計基準委員会誌 P. 9-12
- 9) 03 May 2019 Exposure Draft ED/2019/1 Interest Rate Benchmark Reform
Proposed-amendments to IFRS 9 and IAS 39
08 May 2019 金利指標改革 IFRS第9号及びIAS第39号の修正案
企業会計基準委員会誌
- 10) 03 May 2019 Exposure Draft ED/2019/1 Interest Rate Benchmark Reform
Proposed-amendments to IFRS 9 and IAS 39, P. 4-5
08 May 2019 金利指標改革 IFRS第9号及びIAS第39号の修正案
企業会計基準委員会誌, P. 6-7
- 11) 20 Apr 2020 Exposure Draft ED/2020/1 Interest Rate Benchmark Reform-Phase 2
20 Apr 2020 金利指標改革-フェーズ2 企業会計基準委員会誌
- 12) 27 Aug 2020 Project Summary Interest Rate Benchmark Reform-Phase 2, P. 4-5
- 13) 27 Aug 2020 Project Summary Interest Rate Benchmark Reform-Phase 2, P. 6-8
- 14) 27 Aug 2020 Project Summary Interest Rate Benchmark Reform-Phase 2, P. 9
- 15) 27 Aug 2020 Interest Rate Benchmark Reform-Phase 2, P. 16-7
- 16) 日本公認会計士協会 我が国のIFRSの取り組み 第2章 国際財務報告基準(IFRS)への収斂の国際的動向 05 12. 金融危機への対応 (3) 債券の保有目的区分の変更について
- 17) Conceptual Framework for Financial Reporting, Pra. 5. 18, Pra. 6. 58.

【参考文献】

- 22 July 2014 Financial Stability Board; Reforming Major Interest Rate Benchmarks
2018 Conceptual Framework for Financial Reporting
- 03 May 2019 Exposure Draft ED/2019/1 Interest Rate Benchmark Reform
Proposed-amendments to IFRS 9 and IAS 39
- 08 May 2019 金利指標改革 IFRS第9号及びIAS第39号の修正案 企業会計基準委員会誌
- 27 March 2020 Application of IFRS 9 in the light of the coronavirus uncertainty
<https://www.ifrs.org/news-and-events/2020/03/application-of-ifrs-9-in-the-light-of-the-coronavirus-uncertainty/>
- 10 April 2020 ifrs-16-rent-concession-educational-material
- 17 April 2020 Supplementary IASB Update April 2020-impact of covid-19
<https://www.ifrs.org/news-and-events/updates/iasb-updates/supplementary-april-2020/>
- 20 April 2020 Exposure Draft ED/2020/1 Interest Rate Benchmark Reform-Phase 2
- 20 April 2020 「金利指標改革-フェーズ2」IFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、

- IFRS 第 4 号及び IFRS 第 16 号の修正案 企業会計基準委員会訳
- 24 April 2020 Exposure Draft ED/2020/2 Covid-19-Related Rent Concessions
Proposed amendment to IFRS 16
- 28 April 2020 公開草案 ED/2020/2 「Covid-19 に関連した賃料減免」
(IFRS 第 16 号の修正案) 企業会計基準委員会訳
- 12 May 2020 Exposure Draft ED/2020/3 Classification of Liabilities as Current or
Non-current—Deferral of Effective Date
- 12 May 2020 公開草案 ED/2020/3 「負債の流動又は非流動への分類—発効日の延期」
(IAS 第 1 号の修正案)
- 28 May 2020 Covid-19-Related Rent Concessions—Amendment to IFRS 16
「Covid-19 に関連した賃料減免」(IFRS 第 16 号の修正) 企業会計基準委員会訳
- 29 May 2020 IOSCO;IOSCO Statement on Importance of Disclosure about COVID-19
- 27 Aug 2020 Interest Rate Benchmark Reform—Phase 2
- 27 Aug 2020 IFRS Standards Project Summary Interest Rate Benchmark Reform—Phase 2
Amendments to IFRS 9, IAS 39, IFRS 7, IFRS 4 and IFRS 16
- 28 Oct 2020 inbrief-covid19-oct2020 Applying IFRS Standards in 2020—impact of
covid-19
- 08 Dec 2020 IFRS - Speech IASB Vice-Chair on challenges and developments in 2020
and plans for 2021
- 16 Dec 2020 1216 IFRS - Speech IASB Chair' s virtual keynote in Japan
- 20 July 2020 日銀レビュー LIBOR 公表停止に備えた金融機関の対応と今後の取り組み
国土交通省 土地・建設産業局 国際課 「不動産に関する法制度」
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/kokusai/kensetsu_database/
unitedkingdom/page5.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/kokusai/kensetsu_database/unitedkingdom/page5.html)
- 法務省 イギリス 第 1 章 区分所有法制の概要
<http://www.moj.go.jp/content/000083984.pdf>
- 日本公認会計士協会 我が国の IFRS の取り組み 第 2 章 国際財務報告基準 (IFRS) への収
斂の国際的動向 05 12. 金融危機への対応 (3) 債券の保有目的区分の変更について
[https://jicpa.or.jp/specialized_field/ifrs/education/chapter02/index05
.html#anchor-03](https://jicpa.or.jp/specialized_field/ifrs/education/chapter02/index05.html#anchor-03)